

VOL.2211

# 税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。ご自身にどう当てはめたらよいのかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[ 今月のテーマ ]

## 今までの NISA と これからの NISA

[ contents ]

- ◆ 現在の NISA について
- ◆ NISA の注意点
- ◆ 新 NISA について



税理士法人 トータル財務プラン  
行政書士法人 トータル財務プラン  
一般社団法人 トータル財務プラン  
株式会社 トータル財務プラン  
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通3丁目1番8号  
ライオンズ三宮ビル2F  
TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717  
info@topp.co.jp https://topp.co.jp

# 今までの NISA とこれからの NISA

## 1. はじめに

NISA は 2014 年 1 月にスタート。「一般 NISA」「つみたて NISA」「ジュニア NISA」があります。「ジュニア NISA」は 2023 年 12 月末で制度が終了しますので、今回は「一般 NISA」「つみたて NISA」についてポイントをまとめてみます。

## 2. 現在の NISA について

NISA は非課税枠内の投資から生じた売却益や運用益、配当金等に税金が掛からない仕組みです。NISA には「つみたて NISA」と「一般 NISA」があります。

|        | つみたて NISA  | 一般 NISA                                      |
|--------|--|--|
| 対象年齢   | 20 歳以上<br>NISA 口座を開設する年の 1 月 1 日において 20 歳以上であること<br>(2023 年 1 月 1 日以後は 18 歳以上) |  |
| 非課税期間  | 最長 <b>20 年間</b>  | 最長 <b>5 年間</b>                               |
| 非課税枠   | 年間 <b>40 万円</b> まで   | 年間 <b>120 万円</b> まで                          |
| 投資可能期間 | 2042 年 12 月末まで   | 2023 年 12 月末まで<br>(2024 年より新しい NISA 制度が開始予定) |
| 対象商品   | <b>長期の積み立て・分散投資に適した</b><br>一定の商品性を有する<br>公募株式投資信託等                             | 上場株式、公募株式投資信託等                               |
| 購入方法   | 積立投資   | 一括投資・積立投資                                    |

- ◆ 「つみたて NISA」の非課税枠は年間 40 万円ですが、非課税期間が最長 20 年間です。最大限に非課税枠を利用すると 800 万円分の投資に対する運用益や配当金、分配金の収益が非課税となります。
- ◆ 「一般 NISA」の非課税枠は年間 120 万円ですが、非課税期間は最長 5 年間です。最大限に非課税を利用すると 600 万円分の投資に対する運用益や株式の売却利益が非課税となります。

## 3. NISA の注意点

- ◆ 「つみたて NISA」と「一般 NISA」を併用することは出来ませんが、年単位で変更することは可能です。
- ◆ NISA で新規で購入するものしか非課税の対象となりません
- ◆ 年間の非課税未使用枠があっても、翌年に繰り越すことが出来ません
- ◆ 売却した投資枠の再利用は出来ません
- ◆ 利益が出なくても課税される可能性があります
- ◆ 損失が出た場合の税金対策が出来ません

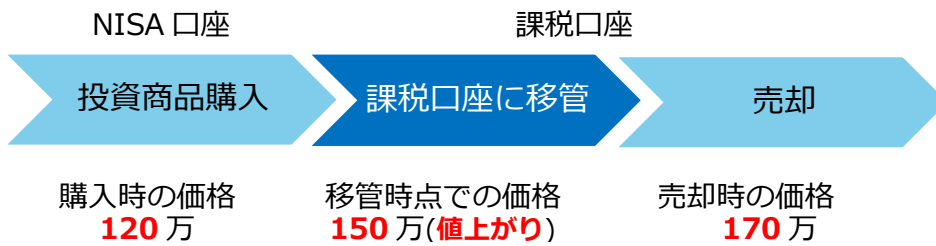
「利益が出なくても課税される可能性」とは・・・

「一般 NISA」のケースが多いと思われます。  
 非課税期間は 5 年ですので期間終了時は以下の選択が迫られます。

- ① 期間終了までに売却し非課税の恩恵を受ける
- ② 売却せず課税口座に移す
- ③ ロールオーバーする（非課税期間の延長）※つみたて NISA は不可です

②を選択した場合、購入時の価格と課税口座に移す時点の価格がポイントになります。

NISA 口座から課税口座に移すメリット

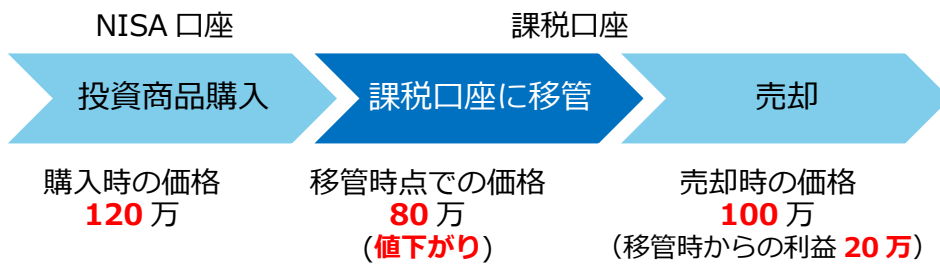


- 投資で発生した実際の利益は **50 万**
- 課税対象は売却時の 170 万と 150 万の**差額 20 万**

上記のケースでは実際の利益は 50 万円ですが、課税対象の利益は 20 万円で計算されますのでメリットです。

損失なのに税金を支払うケースが生じるデメリット

【課税口座移管後は損失が発生しても課税対象】



- 購入時と売却時の差額は **20 万の損失**
- 80 万と 100 万の**差額益 20 万分に対しての課税**も発生

上記のケースは課税口座に移す時点で値下がりしているケースです。  
 NISA のルールでは課税口座への移管時の価格は購入時の 120 万円ではなく、移管時点の価格とされており**値下がりした 80 万円が課税口座の取得価格**とされます。

その後、課税口座で 100 万円売却した場合実際は△20 万円の損失ですが、税金の計算上は 20 万円の利益として計算され約 4 万円の納税が必要になります。

このケースは NISA の大きなデメリットですので、利用される場合は注意が必要です。

**「損失が出た場合の税金対策が出来ません」とは・・・**

NISA 口座で得た利益は全て非課税になるため、損益通算も繰越控除も出来ません。

NISA 口座と一般課税口座の両方持つことは可能です。

もし NISA 口座で売却損失が生じた場合、一般課税口座の利益と損益通算（相殺）することは出来ません。NISA 口座の損失は翌年への繰越しも出来ません。

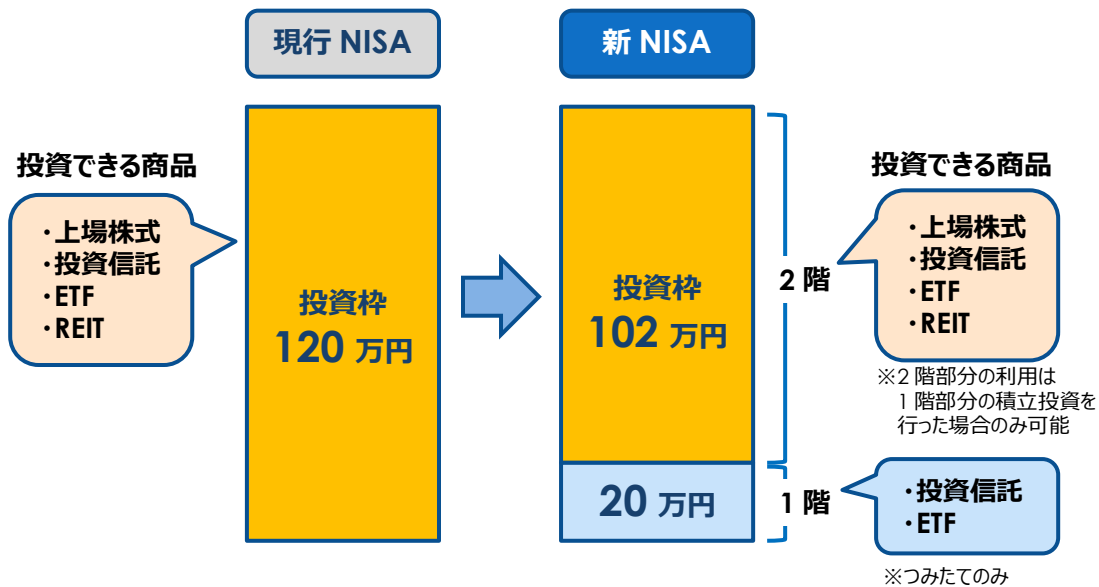
### 3. 新 NISA について

つみたて NISA については投資可能期間が 2037 年から 2042 年まで 5 年延長になりましたが、仕組みは現行と変わりません。現行の一般 NISA の新規開設は 2023 年（令和 5 年）までです。2024 年（令和 6 年）以降、一般 NISA を始める場合は新 NISA です。

**【新しい一般 NISA】**

◆非課税の投資枠が 2 階建て構造になります

- ・新 NISA では非課税の投資枠が 120 万円から 122 万円になり 2 万円増加（最大の非課税枠は 610 万円）
- ・但し 2 階建て構造で、上場株式等の非課税枠は 102 万円に縮小されています
- ・1 階部分の 20 万円は投資信託等に限られ「つみたて NISA」と同じ商品構成です



### 4. 最後に

新 NISA は、より多くの方に長期・積立・分散投資を経験していただくため、原則として 2 階部分を利用するためには、1 階部分での積立投資が必要です。

投資経験を有する方は、1 階部分を利用せず、2 階部分のみ利用することができます。

NISA に関してはメリットよりデメリットの話を聞くことが多いよう思いますが、まずは制度の仕組みとメリット・デメリットを理解し、ご自身にあった株式投資口座で初めてみては如何でしょうか。

執筆者 谷 修二